

国立研究開発法人物質・材料研究機構

職務発明等規程

平成13年6月14日

13規程第36号

改正：平成14年 4月25日 14規程第23号

改正：平成18年 3月28日 18規程第29号

改正：平成18年 7月18日 18規程第81号

改正：平成19年 6月20日 19規程第39号

改正：平成22年 4月27日 22規程第29号

改正：平成27年 3月24日 27規程第51号

改正：令和3年 4月27日 2021規程第41号

改正：令和3年 4月27日 2021規程第41号

改正：令和5年 2月28日 2023規程第40号

改正：令和6年 4月16日 2024規程第19号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）に勤務する者であつて、機構において役員、職員並びにこれに準ずる者（以下「役職員等」という。）がした発明等及びノウハウ並びに職務著作物の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号。以下「特許法」という。）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号。以下「実用新案法」という。）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号。以下「意匠法」という。）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号。以下「商標法」という。）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号。以下「半導体集積回路法」という。）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号。以下「種苗法」という。）に規定する育成者権及び日本以外の国又は地域（以下「国外」という。）におけるこれらの権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路法に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び国外におけるこれらの権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号。以下「著作権法」という。）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラムの著作物及びデータベースの著作物」という。）の著作権及び国外におけるこれらの権利に相当する権利

ニ イ、ロ及びハに掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料及び図面等を含む。）のうち、秘匿することが可能なものであつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

(2) 「発明等」とは、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権、回路配置利用権及び育成者権の対象となる育成をいう。

(3) 「発明者」とは、発明等をした役職員等をいう。

(4) 「職務発明」とは、役職員等がした発明等であつて、発明等の性質上機構の業務範囲に属するものであり、その発明等をするに至った行為がその発明等に係る機構における役職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。

(5) 「職務著作物」とは、役職員等が職務上作成するプログラムの著作物及びデータベースの著作物をいう。

(6) 「職務発明者」とは、職務発明をした役職員等をいう。

(7) 知的財産権の「実施」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法第2条第3項、実用新案法第2条第3項、意匠法第2条第2項、商標法第2条第3項、半導体集積回路法第2条第3項及び種苗法第2条第5項に規定する行為

ロ プログラム等の使用及び著作権法第21条、第23条及び第26条から第28条に規定する権利を行使する行為

ハ ノウハウの使用

(8) 「通常実施権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法、実用新案法、意匠法に規定する通常実施権及び商標法に規定する通常使用権

ロ 半導体集積回路法に規定する通常利用権

ハ 種苗法に規定する通常利用権

ニ 第7号ロに規定する権利の対象となるものについて実施する権利

ホ プログラム等の著作物に係る著作権について実施する権利

ヘ ノウハウについて実施する権利

ト 国外におけるイからへのそれぞれの権利に相当する権利

(9) 「出願」とは、特許などの産業財産権（工業所有権）については出願、回路配置利用

権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、著作権については著作物及び著作権の登録並びに国外におけるこれらの権利に相当する権利の申請、登録及び出願（仮出願を含む。）をいう。

（規程の運用）

第3条 機構が知的財産権を承継し、又は所有するに当たっては、この規程の定めるところによるものとする。

第2章 発明等の届出及び出願

（届出）

第4条 発明者は、速やかに別に定める様式にて理事長に届出をしなければならない。

（職務発明の認定等）

第5条 理事長は、前条の届出を受理したときは、速やかにその発明等が職務発明であるか否かの決定をし、職務発明であると認定したときは、速やかにその職務発明に係る知的財産権を機構が承継するか否かの決定をするものとする。

2 理事長は、前項の規定により、職務発明であるか否かの認定をし、及び機構がその職務発明に係る知的財産権を承継するか否かの決定をしたときは、速やかにその認定及び決定について、届出をした者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、発明者が前条の届出をしない場合において、理事長が特許公報その他の資料によりその旨を知ったときに準用する。

（異議の申立て）

第6条 発明者は、前条第1項の認定又は決定に対して異議があるときは、同条第2項の通知を受けた日から起算して1月以内に、その旨を書面により理事長に申立てることができる。

（出願及び権利譲渡の制限）

第7条 発明者は、その発明等について、第5条第2項の規定により、職務発明でないと認定された旨の通知又は知的財産権を機構が承継しないと決定された旨の通知を受けた

後でなければ、その発明等について出願を行い、又はその発明等に係る知的財産権について第三者に譲渡、実施許諾等の処分をしてはならない。ただし、その発明等について出願を行う緊急の必要があるときは、出願を行うことができる。

- 2 発明者は、前項ただし書の規定により出願を行ったときは、直ちにその旨をその出願に関する書類の写しを添えて理事長に報告しなければならない。

(知的財産権の譲渡義務等)

第8条 職務発明者は、第5条第1項の規定により理事長がその職務発明に係る知的財産権を機構が承継すると決定したときは、その権利を機構に譲り渡さなければならない。

(通常実施権の確認)

第9条 理事長は、第5条第1項の規定によりその職務発明に係る知的財産権を機構が承継しないと決定したときは、職務発明者に対し、その取得した知的財産権について、機構が通常実施権を有する旨を通知するものとする。

- 2 職務発明者は、その知的財産権について特許の無効その他に基づく変動があったときは、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。

(出願)

第10条 機構は、第5条第1項の規定により、機構が承継すると決定した知的財産権について、理事長が出願を決定したときは、出願を行うものとする。

- 2 前項における理事長の出願の決定に係る職務発明者への通知は、第5条第2項の規定に準じて行う。

- 3 機構は、他の法人又は個人と、知的財産権を共有するときは、共同して出願を行うものとする。

- 4 前項の出願を行おうとするときは、各当事者は当該権利に係る各当事者の持分等を定めた共同出願に関する契約を締結するものとする。

(拒絶査定等の通知)

第11条 理事長は、前条第1項の出願の手続を行った知的財産権について、拒絶査定又は審決、若しくは知的財産権の無効の審決又は判決を受けたときは、遅滞なくその旨を職務発明者に通知するものとする。

(承継した知的財産権の職務発明者への譲渡)

第12条 第5条第1項により職務発明であり、かつ機構が承継すると決定した知的財産権について、次の各号のいずれかに該当するときは、職務発明者は機構が承継した知的財産権について、機構から譲渡を受けることを希望する旨機構に申し出ることができる。この場合において理事長が、当該知的財産権を職務発明者に譲渡すると決定したときは、機構は職務発明者に対し、速やかに当該知的財産権を譲渡する手続を行う。

(1) 第10条第1項により当該知的財産権について出願を行わないと決定したとき。

(2) 機構が単独で所有する知的財産権について、第5条第1項の決定後2年を経過しても、機構が出願を行わないとき。

(3) 機構から前条の通知を受け、かつ機構が前条の拒絶査定等の決定、審決、判決に対し何らの対応を行わないと判断したとき。

(4) 機構が保有する知的財産権（共有持分を含む。）を放棄すると判断したとき。

- 2 機構が前項により職務発明者に譲渡する知的財産権については、第9条の規定を準用する。

(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に関する対応)

第12条の2 第10条により機構が出願した発明について、特許庁又は内閣府より経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）に基づき保全指定を受けた場合は、機構は当該指定に伴う措置に従うものとする。

- 2 経済安全保障推進法の保全指定を受けた発明情報の管理方法については、別に定める。

第3章 知的財産権委員会

(設置等)

- 第13条 この規程を実施し、機構における知的財産権の出願及び管理等に係る重要事項を調査及び審議するため、機構に国立研究開発法人物質・材料研究機構知的財産権委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の組織等については、別に定める。

第4章 ノウハウの取扱い

(届出)

- 第14条 役職員等が職務上案出したノウハウが、商業的価値を有することが顕在化したときは、役職員等は速やかに別に定める様式にて理事長に届出をしなければならない。

(認定、決定及び通知)

- 第15条 理事長は、前条の規定による届出を受けたときは、そのノウハウが職務上案出されたノウハウであり、かつ機構が資産として活用するノウハウであるか否かの決定をし、その結果を速やかに案出者に通知する（以下、本項により職務上案出されたノウハウであり機構が資産として活用すると認定されたノウハウを「認定ノウハウ」という。）。
- 2 前項の規定は、役職員等が案出したノウハウが商業的価値を有することが顕在化したにもかかわらず、前条の届出が提出されない場合に準用する。

(認定に対する異議)

- 第16条 ノウハウの案出者は、前条第1項の決定に対して異議があるときは、同条第1項の通知を受けた日から起算して1月以内に、その旨を書面により理事長に申立てることができる。
- 2 理事長は、前項の申し立てを受けたときは、その内容を審査し、当該異議について決定を行い、当該案出者に文書により通知する。

第5章 プログラム著作権及びデータ著作権の取扱い

(権利の帰属)

- 第17条 役職員等が職務著作物を作成した場合の著作権者は、機構とする。

(届出)

- 第18条 役職員等が作成した職務著作物が、商業的価値を有することが顕在化したときは、役職員等は速やかに別に定める様式にて理事長に届出をしなければならない。

(認定、決定及び通知)

- 第19条 理事長は、前条の規定による届出を受けたときは、その職務著作物が、機構が資産として活用する職務著作物であるか否かの決定をし、その結果を速やかに作成者に通知する（以下、機構が資産として活用すると認定された職務著作物を「認定著作物」という。）。
- 2 前項の規定は、役職員等が作成した職務著作物が商業的価値を有することが顕在化したにもかかわらず、前条の届出が提出されない場合に準用する。

(認定に対する異議)

- 第20条 職務著作物の作成者は、前条第1項の決定に対して異議があるときは、同条第1項の通知を受けた日から起算して1月以内に、その旨を書面により理事長に申立てることができる。

(作成者の利用)

- 第21条 職務著作物の作成者は、商業目的以外の目的で職務著作物を使用、複製、改変することができる。

第6章 補償金

(補償金の取扱い)

- 第22条 機構は、第10条の出願、出願人名義変更又は登録名義人変更の手続を行った発明等について設定登録又は移転登録を受けたときは、その職務発明者に対し、登録補償金を支払うものとする。
- 2 機構は、機構が譲り受けた知的財産権、認定ノウハウ及び認定著作物に係る著作権の運用により機構が収入を得たときは、その職務発明者、案出者、作成者に対し機構の収入実績に基づく実施補償金を支払うものとする。また、機構は、出願した特許が経済安全保障推進法により国の保全指定を受けて国の補償額を受けた場合、職務発明者に対し当該補償額実績に基づく実施補償金を支払うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、補償金の請求及び支払については、国立研究開発法人物質・材料機構職務発明等に対する補償金取扱細則（平成14年5月23日 14細則第9号）の定めるところによるものとする。

第7章 権利の譲渡

(権利の譲渡)

- 第23条 機構は、職務発明と認定され機構が承継した知的財産権を第三者に譲渡することができる。
- 2 機構が所有する前項の知的財産権を第三者に譲渡して得た収入はこれを実施料と同様に扱い、発明者に支払う補償金については、前条の規定を準用する。

第8章 雑則

(秘密保持義務)

- 第24条 発明者及びその発明等の内容を知り得た関係者は、機構及び発明者の利害に関係ある事項について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。
- 2 前項の規定は、認定ノウハウの案出者、認定著作物の作成者、及び当該ノウハウ又は当該著作物の内容を知り得た関係者について準用する。

(職務発明でない発明)

- 第25条 理事長は、第5条第1項の規定により職務発明でない旨の決定がなされた発明等について、その発明者から、その発明等に係る知的財産権を機構へ譲渡することを希望する旨の申し出があった場合は、その権利を機構が承継するか否かの決定をするものとする。
- 2 前項の規定は、第15条第1項により認定ノウハウではないと決定されたノウハウ及び第19条第1項により認定著作物ではないと決定された職務著作物について準用する。
- 3 前2項により機構が承継すると決定した発明等、ノウハウ及び著作物については、それぞれ職務発明及びその発明者、認定ノウハウ及びその案出者、認定著作物及びその作成者に関する規定、第21条、第23条が準用されるものとする。
- 4 職務著作物ではないと決定された著作物について、本条第2項及び第1項により機構が譲り受けるとの決定がされたときは、当該著作物の作成者は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含め、機構に当該著作物に係る著作権を譲り渡すものとし、かつ、著作者人格権を行使しないものとする。

(その他)

- 第26条 この規程に定めるもののほか、職務発明、認定ノウハウ、認定著作物の取扱いについて必要な事項は、委員会の承認を得て定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成13年6月14日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行の日において、現に機構が承継するための手続が行われている発明に係る権利については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成14年4月25日 14規程第23号）

この規程は、平成14年4月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月28日 18規程第29号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月18日 18規程第81号）

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年6月20日 19規程第39号）

この規程は、平成19年6月20日から施行する。

附 則（平成22年 4月27日 22規程第29号）

この規程は、平成22年4月27日から施行する。

附 則（平成27年 3月24日 27規程第51号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月27日 2021規程第41号）

この規程は、令和3年4月27日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第40号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月16日 2024規程第19号）

この規程は、令和6年5月1日から施行する。